

公 示

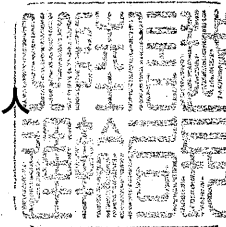
公 示 第 122 号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(平成11年12月28日付け公示第120号)を別紙のとおり一部改正する。

令和 6年 3月 1日

北陸信越運輸局長 佐 橋 真 人



別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」

新	旧
公 示	公 示
<p>公示第120号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の2第2項において準用する法第9条第6項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成11年12月28日</p> <p style="text-align: right;">新潟運輸局長 宮寄 拓郎</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは、変更命令の検討を必要としないものとする。 ①運賃・料金の下限額が、別紙1「変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲」（以下「別紙1」という。）の基準額（2. 及び3. に従って調査を行うにあたり、変更命令の検討を要するか否かについて判断する際の基準となる額。以下同じ。）以上であるとき。 ②運賃・料金の適用方法が別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」（以下「別紙2」という。）と合致するものであるとき。</p> <p>2. ～ 4. （略）</p> <p>附 則 （略） <u>附 則（令和6年3月1日付け公示第122号で一部改正）</u> <u>1. この公示は令和6年3月1日から適用する。</u> <u>2. ただし、適用日以降であっても、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の運賃・料金を適用するものとする。</u> <u>3. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金を適用することができる。</u> <u>4. 従前の車種区分による運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。）第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</u> <u>5. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（令和5年10月12日付け公示第69号）は、令和6年2月29日限りでこれを廃止する。</u></p>	<p>公示第120号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の2第2項において準用する法第9条第6項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成11年12月28日</p> <p style="text-align: right;">新潟運輸局長 宮寄 拓郎</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは、変更命令の検討を必要としないものとする。 ①運賃・料金の下限額が、別紙1「変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲」（以下「別紙1」という。）の下限額以上であるとき。 ②運賃・料金の適用方法が別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」（以下「別紙2」という。）と合致するものであるとき。</p> <p>2. ～ 4. （略）</p> <p>附 則 （略）</p>

別紙 1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位：円)

			下限
運賃	キロ制運賃 (1 km当り)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
		通勤用車	100
	時間制運賃 (1時間当り)	大型車	6,440
		中型車	5,430
		小型車	4,760
		通勤用車	4,240
料金	交替運転者配置料金	1 km当り	20
		1時間当り	2,310
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金 (1時間当り)の2割	
	特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率	

別紙 1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位：円)

			下限
運賃	キロ制運賃 (1 km当り)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
	時間制運賃 (1時間当り)	大型車	6,440
		中型車	5,430
		小型車	4,670
料金	交替運転者配置料金	1 km当り	20
		1時間当り	2,310
	深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金 (1時間当り)の2割	
特殊車両割増料金	設備や購入価格等を勘案した割増率		

別紙2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 車種区分

大型車、中型車、小型車、通勤車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車、通勤車以外のもの

小型車・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

通勤車・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

第2 運賃
(略)

第3 料金
(略)

第4 端数処理
(略)

第5 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法
(略)

第6 実費負担
(略)

別紙2

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(新設)

第2 運賃
(略)

第3 料金
(略)

第4 端数処理
(略)

第5 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法
(略)

第6 実費負担
(略)